

第6期障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画の策定について

1 計画の位置づけ等

本市において今後必要となる障がい福祉サービス等を円滑に提供できるよう、国が策定した基本指針や大阪府が提示する基本的な考え方に沿って、**成果目標や各種サービスの見込量及びその確保のための方策**を定めるもの。

	①吹田市障がい者計画	②吹田市障がい福祉計画	③吹田市障がい児福祉計画
根拠法	障害者基本法第11条 第3項	障害者総合支援法第88条 第1項	児童福祉法第33条の20 第1項
計画期間	第4期 平成28年度(2016年度)～ 令和8年度(2026年度)	第6期 令和3年度(2021年度)～ 令和5年度(2023年度)	第2期 令和3年度(2021年度)～ 令和5年度(2023年度)

2 策定に係るこれまでの取組

<令和2年度>

	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
(1) 【審議会】 社会福祉審議会障がい者 施策推進専門分科会			● 第1回			● 第2回	● 第3回	答申	
(2) 【庁内会議】 障がい者福祉事業推進 本部会(部長級以上)						● 第1回	● 計画の決定		● 第2回
(3) 意見聴取	アンケート 調査			意見聴取会 (書面)			パブリック コメント		

3 第2回障がい者施策推進専門分科会(11/11)での主な御意見

- (1) 共同生活援助(グループホーム)の見込量が少なすぎる。
- (2) 福祉人材の確保を重点課題の1つとして位置づける必要がある。



御意見を踏まえ、修正案を作成。
第3回分科会(12/16)で審議。

4 第3回障がい者施策推進専門分科会(12/16)の答申

以下の意見を付されて、原案どおり了承いただいた。

計画案に位置付けのある以下の重点取組については、市の予算が厳しい状況においても、年度ごとの事業計画において、具体的な方針を持ち、推進すること。

- 1 グループホームの整備促進
- 2 手話の提供など障がい特性に応じた合理的配慮の推進
- 3 福祉人材の確保
- 4 相談支援の充実

5 計画案

資料2（概要版）のとおり

6 パブリックコメント結果

提出意見：282件（132通）

【主な意見】

- ① グループホームについて（増やしてほしい・具体策の提示・住宅と人材の確保に対する補助・さまざまな障がい特性に対応など）
- ② 福祉人材の確保について（福祉分野に就業する人を増やす取組、給料保障のための補助金など）
- ③ 障がいを理由とする差別及び社会的障壁の解消の推進について（市役所や病院などにおける合理的配慮の推進など）
- ④ コミュニケーション支援の促進（手話通訳等派遣体制の拡充、障がい特性に応じた支援の必要性など）